

## IV 付録



#### IV-1 令和3年度（配布用チラシ、申請要領、要綱）



# 武蔵野市 商店会活性 出店 支援金

令和3年度

## 支給対象

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに市内の空き店舗や空き事務所に  
出店し、商店会または商工会議所に参加する中小企業者、小規模企業者、個人  
事業者等。

出店時(事業開始時):30万円

出店後(事業開始後)6ヶ月経過時:30万円

詳細は、裏面またはQRバーコードからご確認ください。

お問合せ 0422-60-1832

(商店会活性出店支援金担当)



【裏面あり】

# 武蔵野市商店会活性出店支援金の概要(令和3年度)

## ■目的

新型コロナウイルス感染拡大の影響により今後も引き続き空き店舗や空き事務所の発生が続く状況と想定されるため、空き店舗の長期化を防ぎ、商店会の活性化に寄与する事業者を応援することを目的として、本事業を実施します。

## ■支給要件

以下全ての要件に該当すること。

- (1) 中小企業者、小規模企業者、個人事業者または会社以外の法人<sup>\*</sup>であること。  
※会社以外の法人…公益法人等またはその他の法律により公益法人等とみなされる法人（NPO法人等）で、従業員規模が中小企業基本法上の中小企業と同程度のもの。
- (2) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに市内の空き店舗または空き事務所を賃借して事業を開始するものであること。
- (3) 対象地域の商店会に加入すること（商店会が組織されていない地域では武蔵野商工会議所に入会すること）。
- (4) 事業を1年以上継続することが見込まれること。
- (5) 市内から市内の別の地域への移転でないこと。
- (6) 過去に武蔵野市商店会活性出店支援金を受給していないこと。
- (7) 住民税の滞納がないこと。
- (8) 事業を営むにあたり、法令の規定に違反していないこと。
- (9) 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有するものでないこと。
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業でないこと。
- (11) その他市長が不相当と認める者でないこと。

## ■申請方法

申請期間	① 令和3年7月1日（木）から令和4年3月31日（木）【事業開始時】 ② 事業開始後6ヶ月経過時から令和4年10月3日（月）【6ヶ月経過時】 ※事業開始時と事業開始後6ヶ月経過時それぞれ申請が必要となります。
申請方法	受付は原則、郵送となります（締切日の消印有効）。 【郵送先】〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28 産業振興課 商店会活性出店支援金担当 宛 【窓口】武蔵野市役所7階 産業振興課
申請書類の入手方法	申請書類は市ホームページからダウンロードしてください。 また、次の施設でも配布しています。 武蔵野市役所7階 産業振興課、武蔵野市役所1階受付、吉祥寺市政センター、中央市政センター、武蔵境市政センター、武蔵野商工会議所

# 武蔵野市商店会活性出店支援金のご案内

## 【令和3年度 申請要領】

産業の振興と商店会の活性化を図るため、市内の空き店舗や空き事務所に**出店し**商店会に加入する事業者に対し、**出店時（事業開始時）に30万円、出店後（事業開始後）6か月経過時に30万円**を支給します。

### ■支給の対象となる事業者

次の1～11のすべてに該当する必要があります。

1	中小企業者、小規模企業者、個人事業者または会社以外の法人*であること。 ※会社以外の法人…公益法人等（法人税法別表第二に該当）またはその他の法律により公益法人等とみなされる法人（NPO法人等）で、従業員規模が中小企業基本法上の中小企業と同程度のもの。
2	<b>令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</b> に市内の空き店舗または空き事務所を賃借して事業を開始するものであること。
3	対象地域の商店会*に加入すること。 ※商店会が組織されていない地域では武蔵野商工会議所に入会すること。
4	事業を1年以上継続することが見込まれること。
5	市内から市内の別の地域への移転でないこと。
6	過去に武蔵野市商店会活性出店支援金を受給していないこと。
7	住民税の滞納がないこと。
8	事業を営むにあたり、法令の規定に違反していないこと。
9	暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有するものでないこと。
10	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業でないこと。
11	その他市長が不適当と認める者でないこと。

### ■支給額

事業開始時に30万円、事業開始後6か月経過時に30万円が申請に基づき、最大60万円支給されます。審査後、支給決定の場合、申請のあった日からおおむね4週間で指定口座に振り込みます。

**①事業開始時  
30万円**

**②事業開始後6ヶ月経過時  
30万円**

### ■申請方法

申請期間	① <b>令和3年7月1日（木）から令和4年3月31日（木）【事業開始時】</b> ② <b>事業開始後6か月経過時から令和4年10月3日（月）【6か月経過時】</b> ※事業開始時と事業開始後6か月経過時それぞれ申請が必要となります。
申請方法	受付は原則、郵送となります（締切日の消印有効）。 【郵送先】〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28 産業振興課 商店会活性出店支援金担当 宛 【窓口】武蔵野市役所7階 産業振興課
申請書類の入手方法	申請書類は市ホームページからダウンロードしてください。 また、次の施設でも配布しています。 武蔵野市役所7階 産業振興課、武蔵野市役所1階受付、 吉祥寺市政センター、中央市政センター、武蔵境市政センター、 武蔵野商工会議所



■申請書類【事業開始時】 事業開始時に必要となるもの

1	申請書兼請求書	第1号様式
2	空き店舗（事務所）の賃貸借契約の写し	全ページ
3	空き店舗（事務所）の地図	空き店舗（事務所）の場所を示した地図。 会社案内やインターネット地図を印刷したもの （手書きでも可）
4	事業を開始したことが分かる書類の写し	個人：開業届（税務署の受付印があるもの）ま たは営業許可書。上記書類がない場合に は、チラシ、パンフレット、店舗（事務 所）の外観・内観写真等 法人：履歴事項全部証明書（3か月以内発行）
5	事業実施計画書・商店会加入確認書	第2号様式
6	月別収支計画書	第3号様式または月別の収支計画が分かる書類
7	住民税の納税証明書（原本）	法人：法人住民税（前期分） 個人：個人住民税（令和2年度分） ※法人設立1期目等で法人住民税の納税証明書 が取得できない場合は、法人代表者の個人住 民税の納税証明書を提出
8	誓約書兼振込依頼書	第4号様式、通帳の写しを添付

■申請書類【事業開始後6か月経過時】 事業開始後6か月経過したときに必要となるもの

1	申請書兼請求書	第5号様式
2	事業開始から6か月分の家賃の支払いが 確認できる書類の写し	事業開始時から6か月分の家賃を支払ったこと が確認できる通帳や領収書等の写し
3	月別収支報告書	第6号様式または月別の収支状況が分かる書類
4	誓約書兼振込依頼書	第4号様式、通帳の写しを添付

■注意点

- ・申請は1事業者につき1回。  
（申請書類の提出は、事業開始時と事業開始後6か月経過時のそれぞれ1回のみです。）  
複数店舗（事務所）を経営する場合でも1回となります。
- ・虚偽の記入、誓約内容違反等により、支援金を返還していただく場合があります。
- ・社会福祉法人は、「社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例」の申請書等により申請してください。
- ・手書きする場合は油性ボールペン等消えないものでご記入いただき、訂正等の場合は訂正等箇所申請書兼請求書の申請者欄で使用した代表者印を押印してください。

お問い合わせ	武蔵野市役所 産業振興課 商店会活性出店支援金担当 <b>電話 0422-60-1832</b> <b>受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分</b>
--------	---

# 商店会活性出店支援金(令和3年度)支給事務の流れ

令和3年4月1日～令和4年3月31日までに市内の空き店舗(事務所)で事業を開始



① 申請(事業開始時)

申請期間: 令和3年7月1日～令和4年3月31日



審査



支給決定(通知書発送)



不支給決定(通知書発送)



支援金振込(30万円)



② 申請(事業開始後6か月経過時)

申請期間: 事業開始後6か月経過時～令和4年10月3日



審査



支給決定(通知書発送)



不支給決定(通知書発送)



支援金振込(30万円)



③ 帳簿等の整理保管(5年間)

支給申請に係る書類と事業開始日から1年間の事業の収支状況を明らかにした書類を、支給を受けた年度の翌年から5年間保管。

## Q & A（令和3年度）

○ 令和3年3月31日に事業を開始しましたが、対象にならないのですか？

対象になりません。令和3年4月1日以降に事業を開始したものが本事業の対象です。なお、空き店舗（事務所）を借りた月が4月1日以前でも、事業開始日が4月1日以降であれば対象になります。

○ 令和2年度の商店会活性出店支援金の支給を受けたが、令和3年度も新たに空き店舗（事務所）に出店をした。令和3年度の商店会活性出店支援金の対象になりますか？

対象になりません。申請は令和2年度の商店会活性出店支援金も含め、1事業者につき1回までです。

○ 前入居者の退去後すぐ入居する場合でも対象になりますか？

対象になります。店舗（事務所）が利用されていない期間は条件にしています。

○ 新築物件の店舗（事務所）も対象になりますか？

対象になります。

○ マンションの一室（一住戸）を事務所として使用する場合は対象になりますか？

対象になりません。ただし、マンションの1階等にある店舗（事務所）で住宅部分と店舗（事務所）部分が明確に区別できる場合は対象になります。

○ 自己所有のビルで事業を開始する場合は対象になりますか？

対象になりません。賃貸借していることが条件となります。

○ レンタルオフィスを利用して出店する場合や転貸物件に出店する場合は対象になりますか？

対象になりません。空き店舗（事務所）の所有者から賃貸借する場合は対象になります。

詳しくは商店会活性出店支援金担当までお願いします。

○ 商店会が組織されていない地域で事業を開始した場合は対象になりますか？

商店会が組織されていない地域では商工会議所に入会すれば対象になります。

○ 市外から市内へ店舗（事務所）を移転する場合は対象になりますか？

対象になります。また、市内から市内への移転は対象になりませんが、追加出店する場合は対象になります。

○ 居酒屋・バー・カラオケは対象になりますか？

風営法第2条に規定する営業は対象外です。ただし、深夜（午前0時から午前6時）に営業をしない場合は対象となります。

○ 倉庫や駐車場として事業を開始する場合は対象になりますか？

対象になりません。本事業は産業の振興と商店会の活性を目的としているため、対象になりません。

○ 事業開始後1年間以上継続できなかった場合は、支援金を返還する必要がありますか？

原則として返還していただきます。

# 申請書類チェックシート ※提出は不要です。

武蔵野市商店会活性出店支援金（令和3年度）

## ① 申請書類【事業開始時用】

	提出書類	備考	チェック欄
1	申請書兼請求書	第1号様式	<input type="checkbox"/>
2	空き店舗（事務所）の賃貸借契約書の写し	全ページ	<input type="checkbox"/>
3	空き店舗（事務所）の地図	店舗所在地をマーカー	<input type="checkbox"/>
4	事業を開始したことが分かる書類の写し	個人：開業届（税務署の受付印があるもの）または営業許可書。上記書類がない場合には、チラシ、パンフレット、店舗（事務所）の外観・内観写真等 法人：履歴事項全部証明書（3か月以内発行）	<input type="checkbox"/>
5	事業実施計画書・商店会加入確認書	第2号様式	<input type="checkbox"/>
6	月別収支計画書	第3号様式または月別の収支計画が分かる書類	<input type="checkbox"/>
7	住民税の納税証明書（原本） （いずれかのうち、該当するものをご提出ください。）	法人 法人住民税（前期分）	<input type="checkbox"/>
		個人 個人住民税（令和2年度分）	<input type="checkbox"/>
8	誓約書兼振込依頼書	第4号様式、通帳の写しを添付	<input type="checkbox"/>

## ② 申請書類【事業開始後6か月経過時用】

	提出書類	備考	チェック欄
1	申請書兼請求書	第5号様式	<input type="checkbox"/>
2	家賃の支払いが確認できる書類の写し	事業開始時から6か月分の家賃を支払ったことが確認できる通帳や領収書等の写し	<input type="checkbox"/>
3	月別収支報告書	第6号様式または月別の収支状況が分かる書類	<input type="checkbox"/>
4	誓約書兼振込依頼書	第4号様式、通帳の写しを添付	<input type="checkbox"/>

〈注意点〉

手書きする場合は油性ボールペン等消えないものでご記入いただき、訂正、追加、削除の場合は訂正等の箇所に申請書兼請求書の申請者欄で使用した代表者印を押印してください。

武蔵野市長 殿

(申請者)  
郵便番号  
住所  
法人名（屋号は不要）  
代表者職名及び氏名  
電話番号

印

武蔵野市商店会活性出店支援金支給申請書兼請求書（事業開始時）

武蔵野市商店会活性出店支援金の支給を受けたいので、武蔵野市商店会活性出店支援金支給事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり申請のうえ、請求します。

種 別	□会社 □個人事業者 □会社以外の法人（ ）		
	従業員数	人	
資本金（出資金）額	千円		
店舗（事務所）名		電話番号	
店 舗 所 在 地	武蔵野市		
業種（事業内容）			
事 業 開 始 日	年 月 日	注 令和3年4月1日以降が支給対象です。	
賃貸借契約期間	年 月 日	から	年 月 日まで
店 舗 の 貸 主 （店舗所有者）	氏名・名称		電話番号
	住所		
交付申請請求額	金300,000円		
所属商店会名			
添 付 書 類	1 空き店舗（事務所）の賃貸借契約書の写し 2 空き店舗（事務所）の地図 3 事業を開始したことが分かる書類の写し 4 事業実施計画書・商店会加入確認書（第2号様式） 5 月別収支計画書（第3号様式）又は月別の収支計画が分かる書類 6 住民税の納税証明書（原本） 7 誓約書兼振込依頼書（第4号様式）、通帳の写し 8 その他（ ）		

注 1 令和3年7月1日から令和4年3月31日までに提出してください。

2 申請書を審査のうえ、支給又は不支給の決定を書面にて通知します。

事業実施計画書

店舗（事務所） 名 称	
店舗（事務所） 所 在 地	武蔵野市
店舗（事務所） 代 表 者 氏 名	
事 業 内 容	
営 業 時 間	
定 休 日	

商店会加入確認書

上記の者が本商店会に加入していることを確認します。

商 店 会 名	
商 店 会 代 表 者 氏 名	印
加 入 確 認 日	年 月 日



## 誓約書兼振込依頼書

私は、「武蔵野市商店会活性出店支援金」の支給を申請するにあたり、下記の内容について誓約します。

### 記

- 1 支援金の対象となる事業は1年以上継続します。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になる営業を営む者ではありません。
- 3 申請書に虚偽の記載又は不正の手段により支給を受けたことが判明した場合は、支援金の返還等に応じます。

以上のことについて、相違ありません。

年 月 日

武蔵野市長殿

住 所 : \_\_\_\_\_

法人名（屋号は不要） : \_\_\_\_\_

代表者職名及び氏名 : \_\_\_\_\_ 印

※申請書兼請求書の記載と印を一致させること。

### 振込先

1	(カナ) 口座名義						
2	金融機関名称	銀行・信用金庫 農協・( )		本店・支店 支所・出張所			
3	預金種目	普通 ・ 当座 (いずれかに○)					
4	口座番号						
必要資料		通帳の見開き1ページ（上記の情報が分かる部分）の写しを添付					

注 ゆうちょ銀行の場合は「記号番号」を記入せず、「支店名」「口座番号」をそれぞれの欄にご記入ください。

年 月 日

武蔵野市長 殿

(申請者)  
 郵便番号  
 住所  
 法人名（屋号は不要）  
 代表者職名及び氏名 印  
 電話番号

武蔵野市商店会活性出店支援金支給申請書兼請求書（事業開始後6か月）

武蔵野市商店会活性出店支援金の支給を受けたいので、武蔵野市商店会活性出店支援金支給事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり申請のうえ、請求します。

種 別	□会社 □個人事業者 □会社以外の法人（ ）		
	従業員数	人	
資本金（出資金）額	千円		
店舗（事務所）名		電話番号	
店 舗 所 在 地	武蔵野市		
業種（事業内容）			
事 業 開 始 日	年 月 日		
貸貸借契約期間	年 月 日から 年 月 日まで		
店 舗 の 貸 主 （店舗所有者）	氏名・名称		電話番号
	住所		
交付申請請求額	金300,000円		
所属商店会名			
添 付 書 類	1 事業開始から6か月分の家賃の支払いが確認できる書類の写し 2 月別収支報告書（第6号様式）又は月別の収支状況が分かる書類 3 誓約書兼振込依頼書（第4号様式） 4 その他（ ）		

- 注 1 事業開始後6か月経過時から令和4年10月3日までに提出してください。  
 2 申請書を審査のうえ、支給又は不支給の決定を書面にて通知します。



記入例

令和 3年 7月 1日

武蔵野市長 殿

(申請者)

郵便番号 180-0006

住所 武蔵野市中町●-●-●

法人名（屋号は不要） 株式会社 ●●産業

代表者職名及び氏名 代表取締役 ●● 太郎

電話番号 0422-●●-●●●●●●



武蔵野市商店会活性出店支援金支給申請書

該当となる種別にチェックしてください。  
会社以外の法人の場合はカッコ内に種別  
をご記入ください(例. NPO法人)。

武蔵野市商店会活性出店支援金の支給を受けたいの  
給事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり申請のうえ、請求します。

種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業者 <input type="checkbox"/> 会社以外の法人（ ）		
	従業員数	30 人	
資本金（出資金）額	5,000 千円		
店舗（事務所）名	●●食堂	電話番号	0422-●●-●●●●●●
店舗所在地	武蔵野市吉祥寺本町●-●-● ●●ビル2階		
業種（事業内容）	飲食業		
事業開始日	令和 3年 4月 1日 注 令和3年4月1日以降が支給対象です。		
賃貸借契約期間	令和 3年 3月 15日～ 令和 5年 3月 31日		
店舗の貸主 （店舗所有者）	氏名・名称	▲▲ ▲▲	電話番号 0422-▲▲-▲▲▲▲
	住所	武蔵野市吉祥寺本町▲-▲-▲	
交付申請請求額	金 300,000円		店舗の貸主について記載してください。 ※申請者ではありません。
所属商店会名	■■商店会		
添付書類	1. 空き店舗（事務所）の賃貸借契約書の写し 2. 空き店舗（事務所）の地図 3. 事業を開始したことが分かる書類の写し 4. 事業実施計画書・商店会加入確認書（第2号様式） 5. 月別収支計画書（第3号様式）又は月別の収支計画が分かる書類 6. 住民税の納税証明書（原本） 7. 誓約書兼振込依頼書（第4号様式）、通帳の写し 8. その他（ ）		

注 1 令和3年7月1日から令和4年3月31日までに提出してください。

2 申請書を審査のうえ、支給又は不支給の決定を書面にて通知します。

## 事業実施計画書

店舗（事務所） 名称	●●食堂
店舗（事務所） 所在地	武蔵野市吉祥寺本町●-●-● ●●ビル2階
店舗（事務所） 代表者氏名	●● 太郎
事業内容	できるだけ詳しく記入してください。
営業時間	10時～21時
定休日	毎週火曜日

## 商店会加入確認書

上記のものが本商店会に加入していることを確認します。

商店会名	■■商店会
商店会 代表者氏名	■■ ■■ 
加入確認日	令和 3年 7月 1日

# 記入例

## 誓約書兼振込依頼書

私は、「武蔵野市商店会活性出店支援金」の支給を申請するにあたり、下記の内容について誓約します。

### 記

- 1 支援金の対象となる事業は1年以上継続します。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になる営業を営む者ではありません。
- 3 申請書に虚偽の記載又は不正の手段により支給を受けたことが判明した場合は、支援金の返還等に応じます。

申請書兼請求書に記入した申請者の住所、  
 法人名(屋号は不要)、代表者職名及び氏名の  
 ご記入をお願いいたします。

令和 3年 7月 1日

住所： 武蔵野市中町 ●-●-●

法人名（屋号は不要）： 株式会社 ●●産業

申請書兼請求書に押印した印と同じ印を押印してください。

代表者職名及び氏名： 代表取締役 ●● 太郎



当てはまるものがない場合は、  
 カッコ内にご記入ください。  
 例。（信用組合）

※申請書兼請求書の記載と印を一致させること。

ゆうちょ銀行の場合は、通帳見開き下ページの下部にある、振込用の店名・預金種別・口座番号をご記入下さい。

1	口座名義	カ) マルマルサンギョウ ダイヒョウトリシマリヤク マルマル タロウ 株式会社 ●●産業 代表取締役 ●● 太郎					
2	金融機関名称	▲▲	銀行・信用金庫 農協・( )	■ ■	本店・支店	支所・出張所	
3	預金種目	普通・当座 (いずれかに○)					
4	口座番号	0	0	0	0	0	0
必要資料		通帳の見開き1ページ（上記の情報が分かる部分）の写しを添付					

注 ゆうちょ銀行の場合は「記号番号」を記入せず、「支店名」「口座番号」をそれぞれの欄にご記入ください。

## 記入例

令和4年3月1日

武蔵野市長 殿

(申請者)  
郵便番号 180-0006  
住所 武蔵野市中町●-●-●  
法人名（屋号は不要） 株式会社 ●●産業  
代表者職名及び氏名 代表取締役 ●● 太郎  
電話番号 0422-●●-●●●●●●

印

武蔵野市商店会活性出店支援金支給申請書兼請求書（事業開始後6か月）

武蔵野市商店会活性出店支援金の支給を受けたいので、武蔵野市商店会活性出店支援金支給事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり申請のうえ、請求します。

種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業者 <input type="checkbox"/> 会社以外の法人（ ）		
	従業員数	30 人	
資本金（出資金）額	5,000 千円		
店舗（事務所）名	●●食堂	電話番号	0422-●●-●●●●
店舗所在地	武蔵野市吉祥寺本町●-●-● ●●ビル2階		
業種（事業内容）	飲食業		
事業開始日	令和3年4月1日		
店舗所有者	氏名・名称	▲▲ ▲▲	電話番号 0422-▲▲-▲▲▲▲
	住所	武蔵野市吉祥寺本町▲-▲-▲	
賃貸借契約期間	令和3年3月15日～ 令和5年3月31日		
交付申請請求額	金300,000円		
所属商店会名	■■商店会		
添付書類	1. 事業開始から6か月分の家賃の支払いが確認できる書類の写し 2. 月別収支報告書（第6号様式）又は月別の収支状況が分かる書類 3. 誓約書兼振込依頼書（第4号様式） 4. その他（ ）		

- 注 1 事業開始後6か月経過時から令和4年10月3日までに提出してください。  
2 申請書を審査のうえ、支給又は不支給の決定を書面にて通知します。

## 武蔵野市商店会活性出店支援金支給事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、産業の振興と商店会の活性化を図るため、武蔵野市の区域内（以下「市内」という。）の空き店舗等に出店する中小企業者等に対し、商店会活性出店支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者

イ 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者

ウ 個人事業者（所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の規定による開業等の届出を行った者に限る。）

エ 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号に規定する公益法人等及び他の法令の規定により公益法人等とみなされる法人（財政援助出資団体を除き、その従業員の数が、アに掲げる中小企業者等と同程度のものに限る。）

(2) 商店会 市内に存する商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定により設立された商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定により設立された事業協同組合及び法人格を有しない商店会をいう。

(3) 空き店舗等 賃貸物件である店舗及び事務所をいう。ただし、住居を兼ねるものについては、住宅部分と店舗又は事務所部分が明確に区分できるものに限る。

### (支給対象者)

第3条 支援金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに市内の空き店舗等を賃借して事業を開始する中小企業者等であって、次の各号に定める要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 当該空き店舗等が所在する地域の商店会に加入すること。ただし、当該地域に商店会が組織されていない場合は、当該地域の近隣の商店会又は武蔵野商工会議所に入会すること。

(2) 事業を1年以上継続することが見込まれること。

(3) 市内の別の店舗又は事務所で既に事業を行っている場合は、当該店舗又は事務所での事業も継続すること。

(4) 過去に支援金を受給していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者としなない。

(1) 住民税を滞納している者

(2) 前号に掲げる者のほか、事業を営むにあたり、法令の規定に違反していると認められる者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になる営業を営む者

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営む者

(5) 過去に支援金の支給を受けた者が、当該支給に係る事業を1年間継続することができなかつた場合において、当該支給に係る空き店舗等と同一の空き店舗等を賃借して事業を開始する者

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が不相当と認める者  
（支援金の支給）

第4条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、支援金を支給する。

2 支援金の支給は、支給対象者1人につき、事業開始時に1回及び事業開始時に支給を受けた場合に限り、事業開始後6か月経過時に1回に限り行うものとする。

（支給額）

第5条 支援金の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 事業開始時 30万円

(2) 事業開始後6か月経過時 30万円

（支給の申請）

第6条 前条第1号に規定する支援金の支給を受けようとする者は、武蔵野市商店会活性出店支援金支給申請書兼請求書（事業開始時）（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、令和4年3月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 空き店舗等の賃貸借契約書の写し

(2) 空き店舗等の地図

(3) 事業を開始したことが分かる書類の写し

- (4) 事業実施計画書・商店会加入確認書（第2号様式）
  - (5) 月別収支計画書（第3号様式）又は月別の収支計画が分かる書類
  - (6) 住民税の納税証明書
  - (7) 誓約書兼振込依頼書（第4号様式）及び通帳の写し
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 事業開始後6か月を経過して前条第2号に規定する支援金の支給を受けようとする者は、武蔵野市商店会活性出店支援金支給申請書兼請求書（事業開始後6か月）（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、令和4年10月3日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業開始から6か月分の家賃の支払いが確認できる書類の写し
  - (2) 月別収支報告書（第6号様式）又は月別の収支状況が分かる書類
  - (3) 誓約書兼振込依頼書
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 前2項の規定にかかわらず、申請者が社会福祉法人である場合においては、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和49年9月武蔵野市条例第34号。以下「条例」という。）第2条に規定する社会福祉法人助成申請書及び書類に、第1項各号又は前項各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

（支給の決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要に応じて現地調査等を行い、その内容について審査し、当該審査の結果、その内容が適当であると認めるときは支援金の支給を決定し、武蔵野市商店会活性出店支援金支給決定通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、支給しないことを決定したときは、その理由を付して、武蔵野市商店会活性出店支援金不支給決定通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、申請者が社会福祉法人である場合においては、条例第3条及び社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和49年9月武蔵野市規則第19号）第3条の規定により、通知するものとする。

4 市長は、第1項又は前項の規定による支給の決定（以下「支給決定」という。）をしたときは、速やかに申請者の指定する口座に支援金を振り込むものとする。

（支給決定の取消し等）

第8条 市長は、支給決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると

認めるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支給決定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、その返還を命ずるものとする。

(帳簿等の整理保管)

第9条 支給決定を受けた者は、支援金の支給申請に係る書類及び事業開始日から1年間の事業の収支状況を明らかにした書類について、当該支援金の支給を受けた年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年8月11日から施行する。

付 則 (令和2年9月23日要綱第89号)

この要綱は、令和2年9月23日から施行する。

付 則 (令和3年7月1日要綱第70号)

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

改正後の武蔵野市商店会活性出店支援金支給事業実施要綱の規定は、令和3年度分の商店会活性出店支援金について適用し、令和2年度分の商店会活性出店支援金については、なお従前の例による。

## IV-2 令和2年度（配布用チラシ、申請要領、要綱）



# 武蔵野市 商店会活性化 出店 支援金

Support Grant For Opening Stores To Activate The Store  
Association by Musashino City

## 支給対象

令和2年8月1日以降に市内の空き店舗や空き事務所に<sup>1</sup>出店し商店会に加入する中小企業者、小規模企業者、個人事業者等。

支給額  
最大 60 万円

開 業 時 : 30 万円

6ヶ月経過時 : 30 万円

詳細は、裏面または QR バーコードからご確認ください。

お問合せ

0422-60-1832  
(商店会活性化出店支援金担当)



【裏面あり】

## 武蔵野市商店会活性出店支援金の概要

### ■ 目的

新型コロナウイルス感染症の影響による経営状況悪化のため、新規の出店が控えられ市内の空き店舗数は増加している。今後も引き続きその傾向が続くと思われるため、本市ではまちのシャッター街化の防止と商店会の活性化に寄与する事業者を応援することを目的として、本事業を実施します。

### ■ 支給要件

以下全ての要件に該当すること。

- (1) 中小企業者、小規模企業者、個人事業者または会社以外の法人<sup>\*</sup>であること。  
※会社以外の法人…公益法人等またはその他の法律により公益法人等とみなされる法人（NPO法人等）で、従業員規模が中小企業基本法上の中小企業と同程度のもの。
- (2) **令和2年8月1日から令和3年3月31日まで**に市内の空き店舗または空き事務所を賃借して事業を開始するものであること。
- (3) 対象地域の商店会に加入すること（商店会が組織されていない地域では武蔵野商工会議所に入会すること）。
- (4) 事業を1年以上継続することが見込まれること。
- (5) 市内から市内の別の地域への移転でないこと。
- (6) 住民税の滞納がないこと。
- (7) 武蔵野市中小企業者等テナント家賃支援金を受給していないこと。
- (8) 事業を営むにあたり、法令の規定に違反していないこと。
- (9) 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有するものでないこと。
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業でないこと。
- (11) その他市長が不相当と認める者でないこと。

### ■ 申請方法

申請期間	① <b>令和2年8月11日（火）から令和3年3月31日（水）【事業開始時】</b> ② <b>事業開始後6ヶ月経過時 から令和3年10月1日（金）【6ヶ月経過時】</b> <small>※事業開始時と事業開始後6ヶ月経過時それぞれ申請が必要となります。</small>
申請方法	受付は原則、郵送となります（締切日の消印有効）。 <b>【郵送先】〒180-8777</b> 武蔵野市緑町2-2-28 産業振興課 商店会活性出店支援金担当 宛 <b>【窓口】武蔵野市役所7階 産業振興課</b>
申請書類の入手方法	申請書類は市ホームページからダウンロードしてください。 また、次の施設でも配布しています。 武蔵野市役所7階 産業振興課、武蔵野市役所1階受付、吉祥寺市政センター、中央市政センター、武蔵境市政センター、武蔵野商工会議所

# 武蔵野市商店会活性出店支援金のご案内

## 【申請要領】

産業の振興と商店会の活性化を図るため、市内の空き店舗や空き事務所に  
出店し商店会に加入する事業者に対し、**出店時（事業開始時）に30万円、出店後（事業開始後）6か月経過時に30万円**を支給します。

**■支給の対象となる事業者** 次の1～11のすべてに該当することが必要です。

1	中小企業者、小規模企業者、個人事業者または会社以外の法人*であること。 ※会社以外の法人…公益法人等（法人税法別表第二に該当）またはその他の法律により公益法人等とみなされる法人（NPO法人等）で、従業員規模が中小企業基本法上の中小企業と同程度のもの。
2	<b>令和2年8月1日から令和3年3月31日まで</b> に市内の空き店舗または空き事務所を賃借して事業を開始するものであること。
3	対象地域の商店会*に加入すること。 ※商店会が組織されていない地域では武蔵野商工会議所に入会すること。
4	事業を1年以上継続することが見込まれること。
5	市内から市内の別の地域への移転でないこと。
6	住民税の滞納がないこと。
7	武蔵野市中小企業者等テナント家賃支援金を受給していないこと。
8	事業を営むにあたり、法令の規定に違反していないこと。
9	暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有するものでないこと。
10	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業でないこと。
11	その他市長が不適当と認める者でないこと。

### ■支給額

事業開始時に30万円、事業開始後6か月経過時に30万円が申請に基づき、最大60万円支給されます。  
審査後、支給決定の場合、申請のあった日からおおむね4週間で指定口座に振り込みます。

**①事業開始時  
30万円**

**②事業開始後6ヶ月経過時  
30万円**

### ■申請方法

申請期間	① <b>令和2年8月11日（火）から令和3年3月31日（水）【事業開始時】</b> ② <b>事業開始後6か月経過時 から令和3年10月1日（金）【6か月経過時】</b> ※事業開始時と事業開始後6か月経過時それぞれ申請が必要となります。
申請方法	受付は原則、郵送となります（締切日の消印有効）。 【郵送先】〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28 産業振興課 商店会活性出店支援金担当 宛 【窓口】武蔵野市役所7階 産業振興課
申請書類の 入手方法	申請書類は市ホームページからダウンロードしてください。 また、次の施設でも配布しています。 武蔵野市役所7階 産業振興課、武蔵野市役所1階受付、 吉祥寺市政センター、中央市政センター、武蔵境市政センター、 武蔵野商工会議所



■申請書類【事業開始時】 事業開始時に必要となるもの

1	申請書兼請求書	第1号様式
2	空き店舗（事務所）の賃貸借契約の写し	
3	空き店舗（事務所）の案内図	空き店舗（事務所）の場所を示した案内図。
4	事業を開始したことが分かる書類	開業届（税務署受付印があるもの。写し可）や会社・法人の履歴事項全部証明書（3か月以内発行。写し可）、チラシ、パンフレット、店舗（事務所）の外観・内観写真等
5	事業実施計画書・商店会加入確認書	第2号様式
6	月別収支計画書	第3号様式または月別の収支計画が分かる書類
7	住民税の納税証明書	法人：法人住民税 個人：個人住民税
8	誓約書兼振込依頼書	第4号様式

■申請書類【事業開始後6か月経過時】 事業開始後6か月経過したときに必要となるもの

1	申請書兼請求書	第5号様式
2	家賃の領収書等の写し	事業開始時から6か月分の家賃を支払ったことが分かる領収書等の写し
3	月別収支報告書	第6号様式または月別の収支状況が分かる書類
4	誓約書兼振込依頼書	第4号様式

■注意点

- ・申請は1事業者につき1回。  
（申請書類の提出は、事業開始時と事業開始後6か月経過時のそれぞれ1回のみです。）  
複数店舗（事務所）を経営する場合でも1回となります。
- ・虚偽の記入、誓約内容違反等により、支援金を返還していただく場合があります。
- ・社会福祉法人は、「社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例」の申請書等により申請してください。
- ・手書きする場合は油性ボールペン等消えないものでご記入いただき、訂正等の場合は訂正等箇所に申請書兼請求書の申請者欄で使用した代表者印を押印してください。

お問い合わせ	武蔵野市役所 産業振興課 商店会活性出店支援金担当 <b>電話</b> 0422-60-1832 <b>受付時間</b> 平日 午前8時30分～午後5時15分
--------	---

# 商店会活性出店支援金支給事務の流れ

令和2年8月1日～令和3年3月31日までに市内の空き店舗(事務所)で事業を開始



① 申請(事業開始時)

申請期間: 令和2年8月11日～令和3年3月31日



審査



支給決定(通知書発送)



不支給決定(通知書発送)



支援金振込(30万円)



② 申請(事業開始後6か月経過時)

申請期間: 事業開始後6か月経過時～令和3年10月1日



審査



支給決定(通知書発送)



不支給決定(通知書発送)



支援金振込(30万円)



③ 帳簿等の整理保管(5年間)

支給申請に係る書類と事業開始日から1年間の事業の収支状況を明らかにした書類を、支給を受けた年度の翌年から5年間保管。

## Q & A

○ 令和2年7月31日に事業を開始しましたが、対象にならないのですか？

対象になりません。令和2年8月1日以降に事業を開始したものが本事業の対象です。なお、空き店舗（事務所）を借りた月が8月1日以前でも、事業開始日が8月1日以降であれば対象になります。

○ 前入居者の退去後すぐ入居する場合でも対象になりますか？

対象になります。店舗（事務所）が利用されていない期間は条件にしています。

○ 新築物件の店舗（事務所）も対象になりますか？

対象になります。

○ マンションの一室（一住戸）を事務所として使用する場合は対象になりますか？

対象になりません。ただし、マンションの1階等にある店舗（事務所）で住宅部分と店舗（事務所）部分が明確に区別できる場合は対象になります。

○ 自己所有のビルで事業を開始する場合は対象になりますか？

対象になりません。賃貸借していることが条件となります。

○ レンタルオフィスを利用して出店する場合や大型店舗等のテナントとして出店する場合は対象になりますか？  
また、転賃物件に出店する場合は対象になりますか？

対象になりません。空き店舗（事務所）の所有者から賃貸借する場合は対象になります。

○ 事業開始時には商店会に加入していませんでしたが、その後、加入して申請した場合は対象になりますか？

対象になります。

○ 商店会が組織されていない地域で事業を開始した場合は対象になりますか？

商店会が組織されていない地域では商工会議所に入会すれば対象になります。

○ 市外から市内へ店舗（事務所）を移転する場合は対象になりますか？

対象になります。また、市内から市内への移転は対象になりませんが、追加出店する場合は対象になります。

○ 複数店舗で事業を開始する場合は、店舗毎に申請できますか？

申請できません。1事業者につき申請は1回のみとなります。

○ 倉庫や駐車場として事業を開始する場合は対象になりますか？

対象になりません。本事業は産業の振興と商店会の活性化を目的としているため、対象になりません。

○ 事業開始後1年間以上継続できなかった場合は、支援金を返還する必要がありますか？

原則として返還していただきます。

# 申請書類チェックシート

※提出は不要です。

(武蔵野市商店会活性出店支援金)

## ① 申請書類【事業開始時用】

	提出書類	備考	チェック欄
1	申請書兼請求書	第1号様式	<input type="checkbox"/>
2	空き店舗（事務所）の賃貸借契約書の写し		<input type="checkbox"/>
3	空き店舗（事務所）の案内図		<input type="checkbox"/>
4	事業を開始したことが分かる書類	開業届（税務署受付印があるもの。写し可）や会社・法人の履歴事項全部証明書（3か月以内発行。写し可）、チラシ、パンフレット、店舗（事務所）の外観・内観写真等	<input type="checkbox"/>
5	事業実施計画書・商店会加入確認書	第2号様式	<input type="checkbox"/>
6	月別収支計画書	第3号様式または月別の収支計画が分かる書類	<input type="checkbox"/>
7	住民税の納税証明書 （いずれかのうち、該当するものをご提出ください。）	法人	法人住民税 <input type="checkbox"/>
		個人	個人住民税 <input type="checkbox"/>
8	誓約書兼振込依頼書	第4号様式	<input type="checkbox"/>

## ② 申請書類【事業開始後6か月経過時用】

	提出書類	備考	チェック欄
1	申請書兼請求書	第5号様式	<input type="checkbox"/>
2	家賃の領収書等の写し	事業開始時から6か月分の家賃を支払ったことが分かる領収書等の写し	<input type="checkbox"/>
3	月別収支報告書	第6号様式または月別の収支状況が分かる書類	<input type="checkbox"/>
4	誓約書兼振込依頼書	第4号様式	<input type="checkbox"/>

〈注意点〉

手書きする場合は油性ボールペン等消えないものでご記入いただき、訂正、追加、削除の場合は訂正等の箇所に申請書兼請求書の申請者欄で使用了代表者印を押印してください。

武蔵野市長 殿

(申請者)

所在地 郵便番号

法人名（屋号）

代表者の職名及び氏名（個人事業者名）

印

電話番号

武蔵野市商店会活性出店支援金支給申請書兼請求書（事業開始時）

武蔵野市商店会活性出店支援金の支給を受けたいので、武蔵野市商店会活性出店支援金支給事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり申請のうえ、請求します。

種 別	<input type="checkbox"/> 会社 <input type="checkbox"/> 個人事業者 <input type="checkbox"/> 会社以外の法人（ ）		
	従業員数	人	
資本金（出資金）額	千円		
店舗（事務所）名		電話	
店 舗 所 在 地	武蔵野市		
業種（事業内容）			
事 業 開 始 日	年 月 日 ※令和2年8月1日以降が支給対象です。		
店 舗 所 有 者	氏名・名称		電話
	住所		
賃貸借契約期間	年 月 日から 年 月 日まで		
交付申請請求額	金300,000円		
所属商店会名			
添 付 書 類	1 空き店舗（事務所）の賃貸借契約書の写し 2 空き店舗（事務所）の案内図 3 事業を開始したことが分かる資料 4 事業実施計画書・商店会加入確認書（第2号様式） 5 月別収支計画書（第3号様式）又は月別の収支計画が分かる書類 6 住民税の納税証明書 7 誓約書兼振込依頼書（第4号様式） 8 その他（ ）		

注 1 令和2年8月11日から令和3年3月31日までに提出してください。

2 申請書を審査のうえ、支給又は不支給の決定を書面にて通知します。

事業実施計画書

店舗（事務所） 名 称	
店舗（事務所） 所 在 地	武蔵野市
店舗（事務所） 代 表 者 氏 名	
事 業 内 容	
営 業 時 間	
定 休 日	

商店会加入確認書

上記の者が本商店会に加入していることを確認します。

商 店 会 名	
商 店 会 代 表 者 氏 名	印
加 入 確 認 日	年 月 日



## 誓約書兼振込依頼書

私は、「武蔵野市商店会活性出店支援金」の支給を申請するにあたり、下記の内容について誓約します。

### 記

- 1 支援金の対象となる事業は1年以上継続します。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になる営業を営む者ではありません。
- 3 申請書に虚偽の記載又は不正の手段により支給を受けたことが判明した場合は、支援金の返還等に応じます。

以上のことについて、相違ありません。

年 月 日

武蔵野市長殿

所在地： \_\_\_\_\_

法人名（屋号）： \_\_\_\_\_

代表者の職名及び氏名（個人事業者名）： \_\_\_\_\_ 印

申請書兼請求書に押印したものと同一印を使用してください。

### 振込先

1	(カナ) 口座名義						
2	金融機関名称	銀行・信用金庫 農協・( )				本店・支店 支所・出張所	
3	預金種目	普通 ・ 当座 (いずれかに○)					
4	口座番号						
	添付資料	通帳の写し（上記の情報が分かる部分）					

注 ゆうちょ銀行の場合は「記号番号」を記入せず、「支店名」「口座番号」をそれぞれの欄にご記入ください。

年 月 日

武蔵野市長 殿

(申請者)

所在地 郵便番号

法人名 (屋号)

代表者の職名及び氏名 (個人事業者名)

印

電話番号

武蔵野市商店会活性出店支援金支給申請書兼請求書（事業開始後6か月）

武蔵野市商店会活性出店支援金の支給を受けたいので、武蔵野市商店会活性出店支援金支給事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり申請のうえ、請求します。

種 別	<input type="checkbox"/> 会社 <input type="checkbox"/> 個人事業者 <input type="checkbox"/> 会社以外の法人 ( )		
	従業員数	人	
資本金(出資金)額	千円		
店舗(事務所)名		電話	
店舗所在地	武蔵野市		
業種(事業内容)			
事業開始日	年 月 日		
店舗所有者	氏名・名称		電話
	住所		
賃貸借契約期間	年 月 日から 年 月 日まで		
交付申請請求額	金300,000円		
所属商店会名			
添付書類	1 事業開始から6か月分の家賃の領収書等の写し 2 月別収支報告書(第6号様式)又は月別の収支状況が分かる書類 3 誓約書兼振込依頼書(第4号様式) 4 その他 ( )		

注 1 事業開始後6か月経過時から令和3年10月1日までに提出してください。

2 申請書を審査のうえ、支給又は不支給の決定を書面にて通知します。



記入例

令和 2年 8月11日

武蔵野市長 殿

(申請者)

所在地 郵便番号 180-0006

武蔵野市中町●-●-●

法人名(屋号) 株式会社 ●●産業

代表者の職名及び氏名(個人事業者名) 代表取締役社長 ●● 太郎 (印)

電話番号 0422-●●-●●●●

武蔵野市商店会活性出店支援金支給申請書

該当となる種別にチェックしてください。会社以外の法人の場合はカッコ内に種別をご記入ください(例. NPO法人)。

武蔵野市商店会活性出店支援金の支給を受けたいの給事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり申請のうえ、請求します

種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業者 <input type="checkbox"/> 会社以外の法人( )		
	従業員数	30 人	
資本金(出資金)額	5,000 千円		
店舗(事務所)名	●●食堂	電話	0422-●●-●●●●
店舗所在地	武蔵野市吉祥寺本町●-●-● ●●ビル2階		
業種(事業内容)	飲食業		
事業開始日	令和 2年 8月 1日 ※令和 2年 8月 1日以降が支給対象です。		
店舗所有者	氏名・名称	▲▲ ▲▲	電話 0422-▲▲-▲▲▲▲
	住所	武蔵野市吉祥寺本町▲-▲-▲	
賃貸借契約期間	令和 2年 7月 1日～ 令和 3年 6月30日		
交付申請請求額	金 300,000 円		
所属商店会名	■■商店会		
添付書類	1. 空き店舗(事務所)の賃貸借契約書の写し 2. 空き店舗(事務所)の案内図 3. 事業を開始したことが分かる資料 4. 事業実施計画書・商店会加入確認書(第2号様式) 5. 月別収支計画書(第3号様式)又は月別の収支計画が分かる書類 6. 住民税の納税証明書 7. 誓約書兼振込依頼書(第4号様式) 8. その他( )		

注 1 令和2年8月11日から令和3年3月31日までに提出してください。

2 申請書を審査のうえ、支給又は不支給の決定を書面にて通知します。

## 事業実施計画書

店舗（事務所） 名称	●●食堂
店舗（事務所） 所在地	武蔵野市吉祥寺本町●-●-● ●●ビル2階
店舗（事務所） 代表者氏名	●● 太郎
事業内容	できるだけ詳しく記入してください。
営業時間	10時～21時
定休日	毎週火曜日

## 商店会加入確認書

上記のものが本商店会に加入していることを確認します。

商店会名	■■商店会
商店会 代表者氏名	■■ ■■ 
加入確認日	令和 2年 8月 10日

# 記入例

## 誓約書兼振込依頼書

私は、「武蔵野市商店会活性出店支援金」の支給を申請するにあたり、下記の内容について誓約します。

### 記

- 1 支援金の対象となる事業は1年以上継続します。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になる営業を営む者ではありません。
- 3 申請書に虚偽の記載又は不正の手段により支給を受けたことが判明した場合は、支援金の返還等に応じます。

申請書兼請求書に記入した申請者の所在地、  
 法人名(屋号)、代表者の職名及び氏名(個人  
 事業者名)のご記入をお願いいたします。

令和 2年 8月11日

所在地： 武蔵野市中町 ●-●-●

法人名（屋号）：株式会社 ●●産業

申請書兼請求書に押印した印と同じ印を押印してください。

代表者の職名及び氏名（個人事業者名）：代表取締役社長 ●● 太郎



当てはまるものがない場合は、  
 カッコ内にご記入ください。  
 例。（信用組合）

申請書兼請求書に押印したものと同一印を使用してください。

ゆうちょ銀行の場合は、通帳見開き下ページの下部にある、振込用の店名・預金種別・口座番号をご記入下さい。

1	口座名義	カ) マルマルサンギョウ ダイヒョウトリシマリヤク マルマル タロウ 株式会社 ●●産業 代表取締役 ●● 太郎					
2	金融機関名称	▲▲	銀行・信用金庫 農協・( )	■ ■	本店・支店 支所・出張所		
3	預金種目	普通・当座 (いずれかに○)					
4	口座番号	0	0	0	0	0	0
添付資料		通帳の写し（上記の情報が分かる部分）					

注 ゆうちょ銀行の場合は「記号番号」を記入せず、「支店名」「口座番号」をそれぞれの欄にご記入ください。

## 記入例

令和 3年 2月 14 日

武蔵野市長 殿

(申請者)

所在地 郵便番号 180-0006

武蔵野市中町●-●-●

法人名(屋号) 株式会社 ●●産業

代表者の職名及び氏名(個人事業者名) 代表取締役社長 ●● 太郎

電話番号 0422-●●-●●●●●●

武蔵野市商店会活性出店支援金支給申請書兼請求書(事業開始後6か月)

武蔵野市商店会活性出店支援金の支給を受けたいので、武蔵野市商店会活性出店支援金支給事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり申請のうえ、請求します。

種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業者 <input type="checkbox"/> 会社以外の法人( )		
	従業員数 30 人		
資本金(出資金)額	5,000 千円		
店舗(事務所)名	●●食堂	電話	0422-●●-●●●●●●
店舗所在地	武蔵野市吉祥寺本町●-●-● ●●ビル2階		
業種(事業内容)	飲食業		
事業開始日	令和 2年 8 月 1 日		
店舗所有者	氏名・名称	▲▲ ▲▲	電話 0422-▲▲-▲▲▲▲▲▲
	住所	武蔵野市吉祥寺本町▲-▲-▲	
賃貸借契約期間	令和 2年 7月 1日～ 令和 3年 6月 30日		
交付申請請求額	金300,000円		
所属商店会名	■■商店会		
添付書類	1. 事業開始から6か月分の家賃の領収書等の写し 2. 月別収支報告書(第6号様式)又は月別の収支状況が分かる書類 3. 誓約書兼振込依頼書(第4号様式) 4. その他( )		

注 1 事業開始後6か月経過時から令和3年10月1日までに提出してください。

2 申請書を審査のうえ、支給又は不支給の決定を書面にて通知します。

## 武蔵野市商店会活性出店支援金支給事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、産業の振興と商店会の活性化を図るため、武蔵野市の区域内（以下「市内」という。）の空き店舗等に出店する中小企業者等に対し、商店会活性出店支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者

イ 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者

ウ 個人事業者（所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の規定による開業等の届出を行った者に限る。）

エ 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号に規定する公益法人等及び他の法令の規定により公益法人等とみなされる法人（財政援助出資団体を除き、その従業員の数が、アに掲げる中小企業者等と同程度のものに限る。）

(2) 商店会 市内に存する商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定により設立された商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定により設立された事業協同組合及び法人格を有しない商店会をいう。

(3) 空き店舗等 賃貸物件である店舗及び事務所をいう。ただし、住居を兼ねるものについては、住宅部分と店舗又は事務所部分が明確に区分できるものに限る。

### (支給対象者)

第3条 支援金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、令和2年8月1日から令和3年3月31日までに市内の空き店舗等を賃借して事業を開始する中小企業者等であって、次の各号に定める要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 当該空き店舗等が所在する地域の商店会に加入すること。ただし、当該地域に商店会が組織されていない場合は、当該地域の近隣の商店会又は武蔵野商工会議所に入会すること。

(2) 事業を1年以上継続することが見込まれること。

(3) 市内の別の店舗又は事務所で既に事業を行っている場合は、当該店舗又は事務所での事業も継続すること。

(4) 武蔵野市中小企業者等テナント家賃支援金を受給していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者としなない。

(1) 住民税を滞納している者

(2) 前号に掲げる者のほか、事業を営むにあたり、法令の規定に違反していると認められる者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になる営業を営む者

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営む者

(5) 過去に支援金の支給を受けた者が、当該支給に係る事業を1年間継続することができなかつた場合において、当該支給に係る空き店舗等と同一の空き店舗等を賃借して事業を開始する者

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が不相当と認める者  
（支援金の支給）

第4条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、支援金を支給する。

2 支援金の支給は、支給対象者1人につき、事業開始時に1回及び事業開始時に支給を受けた場合に限り、事業開始後6か月経過時に1回に限り行うものとする。

（支給額）

第5条 支援金の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 事業開始時 30万円

(2) 事業開始後6か月経過時 30万円

（支給の申請）

第6条 前条第1号に規定する支援金の支給を受けようとする者は、武蔵野市商店会活性出店支援金支給申請書兼請求書（事業開始時）（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、令和3年3月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 空き店舗等の賃貸借契約書の写し

(2) 空き店舗等の案内図

(3) 事業を開始したことが分かる資料

- (4) 事業実施計画書・商店会加入確認書（第2号様式）
  - (5) 月別収支計画書（第3号様式）又は月別の収支計画が分かる書類
  - (6) 住民税の納税証明書
  - (7) 誓約書兼振込依頼書（第4号様式）
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 事業開始後6か月を経過して前条第2号に規定する支援金の支給を受けようとする者は、武蔵野市商店会活性出店支援金支給申請書兼請求書（事業開始後6か月）（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、令和3年10月1日までに市長に提出しなければならない。
- (1) 事業開始後6か月分の空き店舗等の家賃の領収書等の写し
  - (2) 月別収支報告書（第6号様式）又は月別の収支状況が分かる書類
  - (3) 誓約書兼振込依頼書
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 前2項の規定にかかわらず、申請者が社会福祉法人である場合にあつては、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和49年9月武蔵野市条例第34号。以下「条例」という。）第2条に規定する社会福祉法人助成申請書及び書類に、第1項各号又は前項各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
- （支給の決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、必要に応じて現地調査等を行い、その内容について審査し、当該審査の結果、その内容が適当であると認めるときは支援金の支給を決定し、武蔵野市商店会活性出店支援金支給決定通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、支給しないことを決定したときは、その理由を付して、武蔵野市商店会活性出店支援金不支給決定通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、申請者が社会福祉法人である場合にあつては、条例第3条及び社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和49年9月武蔵野市規則第19号）第3条の規定により、通知するものとする。

4 市長は、第1項又は前項の規定による支給の決定（以下「支給決定」という。）をしたときは、速やかに申請者の指定する口座に支援金を振り込むものとする。

（支給決定の取消し等）

第8条 市長は、支給決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると

認めるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支給決定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、その返還を命ずるものとする。

(帳簿等の整理保管)

第9条 支給決定を受けた者は、支援金の支給申請に係る書類及び事業開始日から1年間の事業の収支状況を明らかにした書類について、当該支援金の支給を受けた年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年8月11日から施行する。

付 則 (令和2年9月23日要綱第89号)

この要綱は、令和2年9月23日から施行する。